

# 議案第40号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案書41P～ 42P

## 1. 条例改正の目的

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2. 主な条例改正の内容

### ア. 市税条例第64条 固定資産税の非課税適用の申告について

固定資産税の非課税対象となる私立学校に関する私立学校法改正による条ずれに伴う改正

### イ. 附則第4条の2 公益法人等に係る市民税の課税の特例

新たな公益信託制度実施に伴う公益信託に関する法律の改正による条文削除

### ウ. 附則第13条 固定資産税特例措置

バイオマス発電設備（償却資産）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）の区分見直し等に伴い、新たな区分に対する市町村の条例で定める割合を7分の6と定める。

現行				改正後			
対象資産	特例割合			対象資産	特例割合		
	上限・下限 【地方税法】	参酌割合 【地方税法】	本市割合 【市税条例】		上限・下限 【地方税法】	参酌割合 【地方税法】	本市割合 【市税条例】
出力が 1万kw以上 2万kw未満	1/2以上 5/6以下	2/3	2/3 (参酌割合)	下記以外	1/2以上 5/6以下	2/3	2/3 (参酌割合)
				バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの	11/14以上 13/14以下	6/7	6/7 (参酌割合)

## 議案第40号 交野市税条例の一部を改正する条例について

---

### 3. 関連するウェブサイトURL

議案書41P～ 42P

ウ. 関連 [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/support/dl/koteisisan\\_2024.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/support/dl/koteisisan_2024.pdf) (資源エネルギー庁)

### 4. 施行日

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| ① 附則第13条の改正規定（わがまち特例 バイオマス発電設備関連）                        | 公布の日                    |
| ② 第64条の改正規定（固定資産税の非課税適用の申告について）                          | 令和7年4月1日                |
| ③ 附則第4条の2（公益法人等に係る市民税の課税の特例）を削る改正規定<br>施行の日の属する年の翌年の1月1日 | 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の |

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年6月定例会

	議案第40号 交野市税条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他 ( )		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めるものほか、この条例の定めるところによる。	他市においても、地方税法及び関連省令等の改正に伴う条例改正が行われる。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
令和6年4月1日付で、地方税法等が一部改正され、バイオマス発電設備の一部について固定資産税の軽減割合の見直し等が行われたため、市税条例の関連条文を改正するもの。	【固定資産税】 本市では軽減対象となるバイオマス発電設備が存在しないため、現時点での税収への影響はない。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和6年3月30日 地方税法等の一部を改正する法律が公布 令和6年4月1日 地方税法等の一部を改正する法律が一部施行	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	—		
		分野・方針	効率的・効果的な行政運営		
		施 策	その他		
○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
〈市民参加の状況〉					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
〈政策等の実施時期〉		公布の日等			
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
市民部	税務室	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（条例概要、新旧対照表）			

交野市税条例（平成15年条例第38号）の一部を改正する条例案 新旧対照表

新	旧
<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第64条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団</p>	<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第64条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益</p>

新	旧
<p>法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>第4条の2 削除</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p>

新	旧
2～6 (略)	2～6 (略)
<u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</u>	
<u>8～17</u> (略)	<u>7～16</u> (略)